

新事業進出・ものづくり商業サービス補助金

とは？ 制度概要や補助対象事業などを解説

※記事内容は、記事更新日時点の情報です。最新の情報は、必ず各公式 HP をご確認ください。

新事業進出・ものづくり商業サービス補助金は、令和 8 年度から「中小企業新事業進出補助金」と「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」を統合し、新たな制度として実施しています。

新制度では 3 つの申請枠を設けたほか、旧制度から申請要件や補助上限額などの一部を見直しました。

そこでこの記事では、新事業進出・ものづくり商業サービス補助金の制度概要や補助対象事業等に加えて、旧制度からの主な変更点などについて解説します。

<新事業進出・ものづくり商業サービス補助金 概要>

申請枠	補助対象事業	補助率	補助上限額
革新的新製品・サービス枠	革新的な新製品・新サービスの開発や提供に向けた取組	中小企業：1/2 (条件により 2/3) 小規模：2/3	最大 3,500 万円
新事業進出枠	既存事業とは異なる新市場・高付加価値事業への進出に向けた取組	中小企業：1/2 (条件により 2/3)	最大 9,000 万円
グローバル枠	海外市場開拓（輸出）に向けた国内の輸出体制強化の取組	中小企業：2/3	最大 9,000 万円

新事業進出・ものづくり商業サービス補助金とは？

革新的な新製品・新サービス開発、既存事業とは異なる

新市場・高付加価値事業への進出、海外市場開拓（輸出）に向けた、国内の輸出体制強化に挑戦する中小企業等の皆さまへ

新事業進出 ものづくり商業サービス補助金

自社の事業展開の目的に合わせて選べる、3つの「補助対象事業枠」

革新的な新製品・サービス枠

【対象となる事業】革新的な新製品・新サービス開発の促進を支援
【補助率】中小企業等：1/2(2/3)
小規模企業・小規模事業者：2/3
【補助上限額】最大2,500万円（賃上げ特別適用の場合は最大3,500万円）

新事業進出枠

【対象となる事業】既存事業とは異なる新市場等・高付加価値事業への進出を支援
【補助率】中小企業等：1/2(2/3)
【補助上限額】最大7,000万円（賃上げ特別適用の場合は最大9,000万円）

グローバル枠

【対象となる事業】海外市場開拓（輸出）に向けた、国内の輸出体制強化の促進を支援
【補助率】中小企業等：2/3
【補助上限額】最大7,000万円（賃上げ特別適用の場合は最大9,000万円）

補助対象経費
機械装置・システム構築費、運搬費、技術導入費、知的財産権等関連経費、外注費、専門家経費、クラウドサービス利用費、原材料費、広告宣伝・販売促進費、建物費、海外旅費、通訳・翻訳費。
※「建物費」は「新事業進出枠」及び「グローバル枠」のみ対象。※「海外旅費」、「通訳・翻訳費」は「グローバル枠」のみ対象。

新事業進出・ものづくり商業サービス補助金とは
中小企業等が行う、技術的革新性のある製品・サービスの開発や既存事業とは異なる新市場・高付加価値事業への進出、海外市場開拓（輸出）に向けた国内の輸出体制の強化を支援することで、中小企業等が企業規模の拡大・付加価値向上を通じた生産性向上を図り、賃上げにつなげていくことを目的とします。

新事業進出・ものづくり商業サービス補助金 | 経済産業省 | 中小企業庁 | 中小機構

革新的な新製品・サービス枠

従業員数	補助率	補助下限額	基本補助上限額	賃上げ特別適用時
1～5人	中小企業等： 1/2(2/3) 小規模・小規模事業者： 2/3	100万円	750万円	850万円
6～20人			1,000万円	1,250万円
21～50人			1,500万円	2,500万円
51人以上			2,500万円	3,500万円

新事業進出枠

従業員数	補助率	補助下限額	基本補助上限額	賃上げ特別適用時
1～20人	中小企業等： 1/2(2/3)	750万円	2,500万円	3,000万円
21～50人			4,000万円	5,000万円
51～100人			5,500万円	7,000万円
101人以上			7,000万円	9,000万円

グローバル枠

従業員数	補助率	補助下限額	基本補助上限額	賃上げ特別適用時
1～20人	中小企業等： 2/3	750万円	2,500万円	3,000万円
21～50人			4,000万円	5,000万円
51～100人			5,500万円	7,000万円
101人以上			7,000万円	9,000万円

※「賃上げ特別適用時」の補助上限額は、賃上げ特別の要件を満たし、適用を受ける事業者の会社となります。（革新的な新製品・サービス枠、新事業進出枠、グローバル枠）
※地域別最低賃金引上げ特別の適用による補助率の引上げを受ける事業者の場合は、振込内の補助率を適用。（革新的な新製品・サービス枠、新事業進出枠）

※ **補助対象事業の要件**
中小企業等が、以下の要件を満たす3～5年の事業計画に取り組むことが必要です。
(1) **付加価値創出要件**
補助事業終了後3～5年の事業計画期間において、付加価値額の年平均成長率が4.0%以上増加する見込みの事業計画を策定すること。
(2) **賃上げ要件（目標達成率の達成、補助金返還義務あり）**
補助事業終了後3～5年の事業計画期間において、一人当たり給与支給総額の年平均成長率を3.5%以上増加させること。
(3) **事業場内経費水準要件（目標達成率の達成、補助金返還義務あり）**
補助事業終了後3～5年の事業計画期間において、毎年、事業場内経費資金が補助事業実施場所都道府県における地域別最低賃金より30円以上高い水準であること。
(4) **ワークライフバランス要件**
次世代育成支援対策推進法に基づく一級事業主行動計画を策定し、「両立支援のひらば」で公表していること。
(5) **子育て等に資する職場環境整備に向けた取り組み要件**
「子育て等に資する職場環境整備」に向けた取り組みを行うこと。
(6) **金融機関要件**
補助事業の実施にあたって金融機関等から資金提供を受ける場合は、資金提供元の金融機関等から事業計画の確認を受けていること。

※ **特別措置要件**
賃上げ特別の適用を受ける場合や、地域別最低賃金引上げ特別の適用を受ける場合の追加要件です。
賃上げ特別要件（要件未達の場合は、補助金返還義務あり）
補助事業終了後3～5年の事業計画期間において、以下の要件をいずれも満たすこと。
＝「賃上げ要件」、一人当たり給与支給総額基準額に加え、更に年平均成長率+2.5%（合計で年平均成長率+6.0%）以上増加させること。
＝「事業場内経費水準要件」の事業場内経費資金基準額に加え、更に+20円（合計で+50円以上）以上増加させること。
地域別最低賃金引上げ特別要件
2024年10月から2025年9月までの間で、「当該期間における地域別最低賃金以上～2025年度改定の地域別最低賃金未満」で雇用している従業員が全従業員数の30%以上である月が3か月以上あること。

※ **重要な注意事項と申請の準備**
事前のID・計画準備が必須です：申請に必要な「GビスIDプライムアカウント」の発行には1週間程度、「一級事業主行動計画」の公表手続きには1～2週間程度の期間を要します。時期に余裕を持ってご準備ください。
補助金の手続きの禁止：交付決定日より前に契約（発注）した経費は補助対象になりません。
重要な事項にご注意を：高度な成功報酬を請求する、経費の未払いを発生するなどの不適切な行為を行う外部支援者には十分ご注意ください。
財産の処分制限：補助事業で取得した財産を、不動産賃貸など既存事業や補助金の交付の目的に反して使用した場合は、納付（返還）が必要となります。

お問い合わせ先
コールセンターでは「コールバック予約システム」を導入しています。
事前にご希望の日時をご予約ください。
※詳細な公募要領やよくあるご質問は、特設ホームページをご覧ください。

新事業進出・ものづくり商業サービス補助金

出典： [新事業進出・ものづくり商業サービス補助金](#)

掲載ページ： [中小企業庁 支援策チラシ一覧](#)

新事業進出・ものづくり商業サービス補助金は、中小企業者等が技術的革新性のある製品・サービスの開発や新市場・高付加価値事業への進出、海外市場開拓に取り組む際の設備投資等を支援する制度です。

生産性向上や付加価値向上を通じた企業規模の拡大と賃上げの実現を目的としています。

3つの補助対象事業枠

新事業進出・ものづくり商業サービス補助金では、「革新的な新製品・サービス枠」「新事業進出枠」「グローバル枠」の3つの補助対象事業枠を設けています。

自社の事業展開の目的に応じて、適切な補助対象事業枠を選択しましょう。

革新的新製品・サービス枠

革新的新製品・サービス枠は、革新的な新製品・新サービス開発の取組を支援する補助対象事業枠です。

顧客等に新たな価値を提供することを目的として、自社の技術力等を活かした新製品・新サービスの開発が対象となります。

既存の製品・サービスの生産等のプロセスを改善・向上する取組のみを行う事業は、補助対象となりません。

<補助対象経費>

機械装置・システム構築費、運搬費、技術導入費、知的財産権等関連経費、外注費、専門家経費、クラウドサービス利用費、原材料費、広告宣伝・販売促進費

※機械装置・システム構築費を必ず補助対象経費に含める必要があります。

<補助率・補助上限額>

補助率・補助上限額は、従業員数や企業規模等により異なります。

従業員数	補助率	補助上限額	賃上げ特例適用時
1～5 人	中小企業者：1/2（2/3） 小規模・再生事業者等：2/3	750 万円	850 万円
6～20 人		1,000 万円	1,250 万円
21～50 人		1,500 万円	2,500 万円
51 人以上		2,500 万円	3,500 万円

※地域別最低賃金引上げ特例の適用による補助率の引上げを受ける事業者の場合、括弧内の補助率を適用

<活用イメージ>

1. 最新複合加工機を導入し、これまで対応できなかった精密加工が可能になり、より付加価値の高い新製品を開発

2. 新たにデジタル印刷機や包装機を導入し、従来とは異なる新デザインのパッケージで製品を販売

新事業進出枠

新事業進出枠は、既存事業とは異なる「新市場・高付加価値事業」への進出を支援する補助対象事業枠です。

補助対象となるのは、自社にとって新規性のある製品・サービスを、新たな市場に向けて展開する事業です。

ここでの新規性とは、補助事業に取り組む中小企業者等にとっての新規性を指し、日本初・世界初である必要はありません。

また、申請予定公募回の公募開始日以降に初めて取り組む事業を「新規性」を有するものとみなします。

なお、過去に製造・提供していた製品・サービスを再び製造・提供する取組は補助対象外です。

また、新たな市場とは、既存事業とは異なるニーズや顧客層を対象とする市場を指します。

参考：新市場・高付加価値事業とは

新市場・高付加価値事業とは、既存事業とは異なる新たな市場へ進出し、より高い付加価値を持つ製品・サービスを提供する事業を指します。

「新市場」とは、自社がこれまで対象としていなかった顧客層やニーズを持つ市場です。一方、「高付加価値事業」とは、技術やノウハウなどを活用して、既存事業よりも高い付加価値を創出する事業を指します。

新事業進出枠では、自社の事業が新市場・高付加価値事業に該当するかどうか重要なポイントです。申請を検討する際は、自社の事業が要件を満たしているかを確認しましょう。

参照：[独立行政法人 中小企業基盤整備機構 新市場・高付加価値事業とは](#)

掲載ページ：[ミラサポ Plus 【補助金】新事業進出・ものづくり商業サービス補助金の第1回公募要領を公開【申請受付期間：8/31～9/30】](#)

<補助対象経費>

機械装置・システム構築費、建物費、運搬費、技術導入費、知的財産権等関連経費、外注費、専門家経費、クラウドサービス利用費、原材料費、広告宣伝・販売促進費

※機械装置・システム構築費または建物費のいずれかを必ず補助対象経費に含める必要があります。

<補助率・補助上限額>

補助率・補助上限額は、従業員数や企業規模等により異なります。

従業員数	補助率	補助上限額	賃上げ特例適用時
1～20 人	中小企業者：1/2（2/3）	2,500 万円	3,000 万円
21～50 人		4,000 万円	5,000 万円
51～100 人		5,500 万円	7,000 万円
101 人以上		7,000 万円	9,000 万円

※地域別最低賃金引上げ特例の適用による補助率の引上げを受ける事業者の場合、括弧内の補助率を適用

<活用イメージ>

1. 建築事業者が既存事業で取得した独自の建築工法を活用し、新たに工法に最適化された構造物材や接合部材等を製造・販売する事業を展開
2. リサイクル素材や低環境負荷の染色技術を活用し、機能性繊維製品を開発・製造・販売する事業を展開

グローバル枠

グローバル枠は、海外市場開拓（輸出）に向けた国内の輸出体制強化を支援する補助対象事業枠です。

補助対象となるのは、自社製品・サービスを活用し、自発的に新たな海外販路を開拓するため、国内の製造体制等を強化する事業です。

取引先からの要請に応じて海外展開する事業など、自発的な取組ではない事業は補助対象となりません。

また、新たな海外市場とは、自社にとって新たに進出する国・地域の市場を指します。ここでの「地域」とは、統計上、国に準じて扱われる領域であり、行政区画ではありません。

<補助対象経費>

機械装置・システム構築費、建物費、運搬費、技術導入費、知的財産権等関連経費、外注費、専門家経費、クラウドサービス利用費、原材料費、広告宣伝・販売促進費、海外旅費、通訳・翻訳費

※機械装置・システム構築費または建物費のいずれかを必ず補助対象経費に含める必要があります。

<補助率・補助上限額>

補助率・補助上限額は、従業員数や企業規模等により異なります。

従業員数	補助率	補助上限額	賃上げ特例適用時
1～20 人	中小企業者：2/3	2,500 万円	3,000 万円
21～50 人		4,000 万円	5,000 万円
51～100 人		5,500 万円	7,000 万円
101 人以上		7,000 万円	9,000 万円

<活用イメージ>

1. 海外市場獲得のため、新たな製造機械を導入し新製品の開発を行うとともに、海外展示会に出展
2. 海外への輸出拡大のため、新たな冷凍加工機を導入し新商品の開発を行い、海外展開

補助対象事業の要件

新事業進出・ものづくり商業サービス補助金の補助対象事業には、「基本要件」と「特例措置要件」があります。

補助金の交付を受けるには、基本要件を満たす必要があります。また、補助上限額の引上げなどの特例措置を受ける場合は、特例措置要件も満たさなければなりません。

基本要件

基本要件	内容
付加価値額要件	付加価値額の年平均成長率が 4.0%以上増加する事業計画を策定すること
賃上げ要件	1 人あたり給与支給総額の年平均成長率を 3.5%以上増加させること
事業場内最賃水準要件	毎年、事業場内最低賃金が補助事業実施場所都道府県における地域別最低賃金より 30 円以上高い水準であること
ワークライフバランス要件	一般事業主行動計画を策定・公表すること
子育て等に関する職場環境整備に向けた取組要件	「子育て等に関する職場環境整備」に向けた取組を行うこと
金融機関要件	（補助事業の実施にあたって金融機関等から資金提供を受ける場合）資金提供元の金融機関等から事業計画の確認を受けていること

なお、「賃上げ要件」および「事業場内最低賃金要件」の目標を達成できなかった場合は、補助金返還義務が生じます。

特例措置要件

特例措置要件	内容
賃上げ特例要件	次の要件をいずれも満たすこと （1）「賃上げ要件」の 1 人当たり給与支給総額基準値に加え、更に年平均成長率 + 2.5%（合計で年平均成長率 + 6.0%）以上増加させること

	(2)「事業場内最賃水準要件」の事業場内最低賃金基準値に加え、更に+20円（合計で+50円）以上増加させること
地域別最低賃金引上げ特例要件	令和6年10月から令和7年9月までの間で、「当該期間における地域別最低賃金以上～令和7年度改定の地域別最低賃金未満」で雇用している従業員が全従業員の30%以上である月が3か月以上あること

なお、賃上げ特例を適用する場合は、賃上げ特例要件で定められた賃上げ目標を達成できなかった場合、補助金返還義務が生じます。

保険への加入義務について

補助事業により建設した建物や導入した設備については、事業計画期間終了まで、自然災害（風水害を含む）による損害を補償する保険または共済へ加入する必要があります。

保険・共済の付保割合は、原則として申請した補助率以上としなければなりません。

また、実績報告時には、保険・共済へ加入していることを証明する書類を提出する必要があります。

旧制度からの主な変更点

新事業進出・ものづくり商業サービス補助金では、「中小企業新事業進出補助金」と「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」の内容を引き継ぎつつ、一部の要件や補助内容を見直しています。

各制度の主な変更点は、次のとおりです。

中小企業新事業進出補助金 からの主な変更点	「新事業売上高要件」を撤廃・見直し
	基本要件に、「子育て等に関する職場環境整備要件」を追加 ※「プラチナくるみん認定」「くるみん認定」「トライくるみん認定」のいずれかを取得している事業者は、本要件を免除
ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金	グローバル枠の補助上限額を3,000万円から7,000万円へ拡大（特例適用なしの場合）

からの主な変更点	リース会社との共同申請に対応（新制度では 3 つすべての補助対象事業枠で共同申請が可能）
	「子育て等に関する職場環境整備要件」を追加 ※「プラチナくるみん認定」「くるみん認定」「トライくるみん認定」のいずれかを取得している事業者は、本要件を免除
	「付加価値額要件」の水準を年平均 3.0%以上から 4.0%以上へ引き上げ

公募スケジュール

新事業進出・ものづくり商業サービス補助金の第 1 回公募スケジュールは、次のとおりです。

公募開始	申請受付	申請締切	採択発表
令和 8 年 6 月 29 日	令和 8 年 9 月 30 日	令和 8 年 10 月 30 日	令和 9 年 1 月（予定）

まとめ

この記事では、新事業進出・ものづくり商業サービス補助金の制度概要や補助対象事業等に加えて、旧制度からの主な変更点について解説しました。

新事業進出・ものづくり商業サービス補助金は、「中小企業新事業進出補助金」と「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」を統合した制度です。

申請を検討する際は、自社の事業内容に適した補助対象事業枠を選択したうえで、基本要件や特例措置要件、補助対象経費などを確認し、事業計画を策定しましょう。

参照：[新事業進出・ものづくり商業サービス補助金 公式 HP](#)

令和 8 年 7 月 27 日 作成：株式会社 Stayway